

|                |       |
|----------------|-------|
| 箕面市特別職議員報酬等審議会 |       |
| 令和7年2月20日      | 参考資料2 |

# ○箕面市特別職議員報酬等審議会条例

昭和四十一年十二月二十八日

条例第三十四号

## (設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市特別職議員報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第二条 審議会は、議会の議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額並びに政務活動費の額について、市長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べるものとする。

## (組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者、識見を有する者及び市民のうちから市長が委嘱する。

## (任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長等)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員が、その職務を代理する。

## (報酬等)

第六条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

## (雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年条例第五号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第三二号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第五七号)

|                |       |
|----------------|-------|
| 箕面市特別職議員報酬等審議会 |       |
| 令和7年2月20日      | 参考資料2 |

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年条例第一号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第三五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第二条の規定による改正後の箕面市特別職議員報酬等審議会条例（以下「新条例」という。）の施行の際現に改正前の箕面市特別職報酬等審議会条例（以下「旧条例」という。）第三条第二項の規定により委嘱されている委員は、新条例第三条第二項の規定により委嘱されたものとみなす。
- 3 新条例の施行前に旧条例の規定により行われた調査審議その他の行為は、新条例の規定により行われた調査審議その他の行為とみなす。

附 則（平成二四年条例第四〇号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。